

大分県週休 2 日工事实施要領

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、大分県では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休 2 日普及に向け「週休 2 日工事」を実施するものである。

2 発注方式

受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休 2 日制

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所に取り組む方式

(2) 週休 2 日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保に取り組む方式

3 対象工事

(1) 現場閉所型週休 2 日制

大分県土木建築部が発注する工事とし、対象工事は特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）に週休 2 日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③ その他発注者が指定する工事

(2) 週休 2 日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（1）①～③の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休 2 日対象工事（交替制）であることを明示する。ただし、営繕工事は除く。

なお、上記（1）①及び③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休 2 日制」を適用することができるものとする。

4 週休 2 日の定義

(1) 現場閉所型週休 2 日制

工事着工に先立ち 4 週間のうち 6 日から 8 日の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している

期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 港湾課所管事業による工事及び営繕工事以外は以下のとおりとする。

①4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

②4週7休：4週間のうち、休日を7日確保することをいう。

③4週6休：4週間のうち、休日を6日確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾課所管以外の場合）による

イ 港湾課所管事業による工事は以下のとおりとする。

①4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾課所管工事の場合）による

ウ 営繕工事は以下のとおりとする。

①4週8休（月単位）：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾課所管以外の場合）による

エ 現場での作業に該当しない作業

①臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

②資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

③その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち6日から8日の休日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 港湾課所管事業以外による工事は以下のとおりとする。

①4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

②4週7休：4週間のうち、休日を7日確保することをいう。

③4週6休：4週間のうち、休日を6日確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（交替制） 休日の考え方」（港湾課所管以外の工事の場合）による

イ 港湾課所管事業による工事は以下のとおりとする。

①4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（交替型） 休日の考え方」（港湾課所管工事の場合）による

5 実施内容

（1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「週休2日交替制」により発注された上記3（1）①及び③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（2）計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「4 週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

（4）実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、大分県公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（5）休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前後6日以内に振替えることができるものとする。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

（6）監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

6 労務費等の取り扱い

（1）現場閉所型週休2日制

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

市場単価方式による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記によることとし、達成できた休日の形態のうち最小を適用するものとする。

なお、港湾課所管工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記（ア）または（イ）を適用するものとする。

（ア）港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 (休日/28日)
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

（イ）港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.05	1.04	1.02	1.03

（ウ）公共建築工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)
4週8休（月単位）	1.04	別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%

（2）週休2日交替制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

市場単価方式による積算にあたっては、補正の対象外とする。

補正係数については、下記によることとし、達成できた休日の形態のうち最小を適用するものとする。

なお、港湾課所管工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、当初の主たる工種区分を有する積算基準により下記（エ）または（オ）を適用するものとする。

(エ) 港湾土木工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費
4週8休	1.05	1.03
4週7休	1.03	1.02
4週6休	1.01	1.01

(オ) 港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.05	1.04	1.02	1.03

7 工事成績評定の取り扱い

上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

8 実施証明

週休2日を達成した場合、発注者は「週休2日実施証明書」（別紙 証明書様式）を発行するものとする。

9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（平成29年6月29日）

平成29年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成30年7月26日）

平成30年8月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年6月24日）

令和元年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年3月26日）

令和2年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年6月29日）

令和2年7月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和2年7月20日）

令和2年8月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年1月7日）

令和3年1月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和3年3月29日）

令和3年4月1日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 3 年 6 月 30 日）

令和 3 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 3 年 11 月 30 日）

令和 3 年 12 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 4 年 3 月 25 日）

令和 4 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 4 年 6 月 30 日）

令和 4 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 5 年 6 月 30 日）

令和 5 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 5 月 10 日）

令和 6 年 5 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

別紙「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォーター ジェット工）		1.00	1.01	1.01

別紙「港湾工事市場単価の補正について」

下記工種において港湾工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価 補正係数
底面工		1.04
マット工		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.05
コンクリート打設工	(ポンプ車打設以外)	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付		1.05
防舷材取付		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工	(陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工	(水中施工)	1.04
吸出し防止工	(陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工		1.04
ペトロラタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	(陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工	(水中施工)	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作	型枠工	1.05
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.05
異形ブロック製作	給熱養生	1.04

別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・ 市場単価×改修補正係数
- ・ 補正市場単価×改修補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

①建築工事の補正係数

工種	摘要※	4週8休 (月単位)	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03	
土工事		1.02	
地業工事		1.02	
鉄筋工事		1.03	
コンクリート工事		1.03	
型枠工事		1.03	
鉄骨工事		1.03	
既製コンクリート		1.02	
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.02	
石工事		1.02	
タイル工事		1.02	
木工事		1.02	
屋根及びとい		1.02	
金属工事	市場単価	1.02	1.10

金属工事	物価資料	1.02	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.03	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18
建具	物価資料	1.02	
塗装工事	市場単価	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.03	
内外装工事	市場単価	1.03	1.14
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.03	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	
仕上げユニット		1.01	
排水工事		1.02	
舗装工事		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.02	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

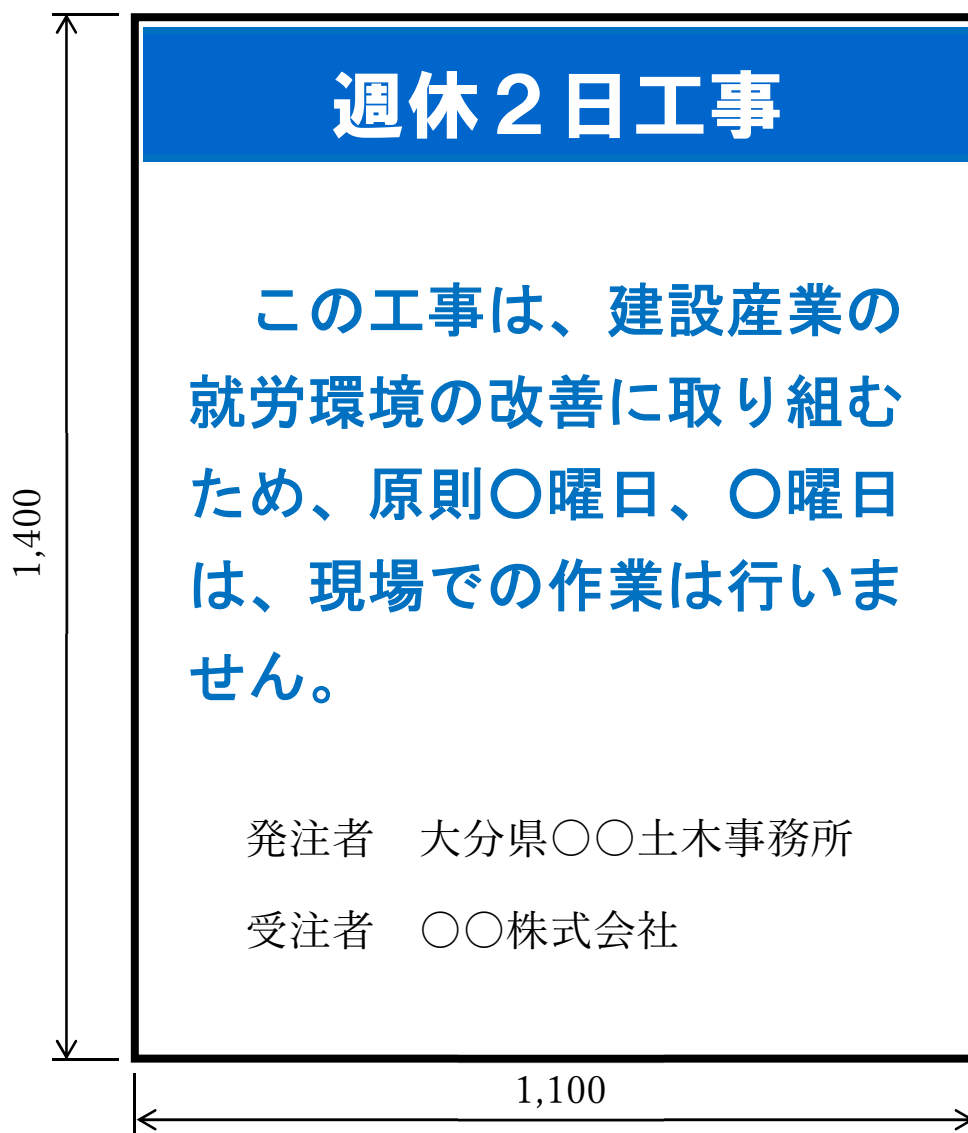
なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

②電気工事における補正係数

工種	摘要	4週8休 (月単位)	
		新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	

③機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休 (月単位)	
		新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等 の取付手間のみ	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24



令和〇年〇月〇日

株式会社 ○○○○ 殿

大分県○○○○事務所長

公
印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度 ○○○○第〇号 道路改良工事

工 期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

完 成 年 月 日：令和〇年〇月〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

4週8休を達成した。

4週7休を達成した。

4週6休を達成した。

週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方

（港湾課所管以外の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に6～8日以上の日を確保する。（**営繕工事は8日以上**）
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・祝日は休日としてカウント可能。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・工期全体を通してサイクル毎の休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。（**営繕工事は除く**）

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 出勤	休日8 ○
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	6日以内振替 ○	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	出勤	出勤	出勤	祝日3 ○	祝日4 ○	休日5 ○	休日6 ○
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	祝日8 ○
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季 -	夏季1 -	夏季2 ○
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
 ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
 ・6日以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

・祝日もカウント可能

・原則、夏季休暇3日間連続して取得
 ・夏季休暇が土曜日、日曜日と重なった分はカウント可能（月～金曜日の分はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始 -	年末年始 -	年末年始 -	年末年始3 ○	年末年始4 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始 -	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7 ○	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成 出勤		

・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
 ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

・最終サイクルが28日間に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すればよい

週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方

（港湾課所管の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする。
- ・1サイクル内に土曜日、日曜日以外の祝日がない場合は、その間に8日以上（8日）の休日を取得する。
- ・1サイクル内に土曜日、日曜日以外に祝日がある場合は、その間に祝日分を含めた日数以上の休日を取得する。
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振り返ることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日、祝日と重なった分は休日としてカウント可能とし、それ以外はカウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断。

※港湾課所管工事の場合は、休日日数で考える。（休日率ではない）

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日		休日1	休日2
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替	出勤	休日5	休日6
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	6日以内振替	出勤	休日1	休日2
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	6日以内振替	出勤	出勤	祝日3	祝日4	休日5	休日6
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日9	祝日10
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季	夏季1	夏季2
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7	休日8
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
 ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
 ・6日以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

・1サイクルの中に祝日がある場合、その日数分を含めた休日を確保する
 ・振替休日は祝日としてカウントしない
 例) 1サイクルの中に祝日2日間ある場合
 土日8日 + 祝日2日 = 10日間の休日を確保

・原則、夏季休暇3日間連続して取得
 ・夏季休暇が土曜日、日曜日、祝日と重なった分はカウント可能（休日以外はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始3	年末年始4
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5	休日6
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8	休日9
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1	休日2
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3	休日4
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成		

・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
 ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

・最終サイクルが28日間に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すればよい

週休2日工事（交替制） 休日の考え方

（港湾課所管の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- ・当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上の日を確保する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・年末年始、夏季休暇、祝日は、休日としてのカウントは不可。
ただし、年末年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日はカウント可。
- ・サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・対象期間を通して技術者・技能労働者毎に休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする

<元請企業の例>

		第1週							第2週							第3週							第4週							計																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																		
第1サイクル	会社名	氏名																												計																																	
		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	8休																										
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	10休																																	
	A建設（元請）	●●	入			休	休						休	休		年	年	年	休	休	年					休	休																																				
備考	着手日	当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象																												年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日はカウント可 祝日はカウント不可																											
第2サイクル	会社名	氏名																												計																																	
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	7休																										
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9休																																	
	A建設（元請）	●●				休	休						休	休						休	休						退	休	休		休																																
備考		サイクルの途中から従事した場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント																																															
第3サイクル	会社名	氏名																												計																																	
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	4休																										
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	-																																	
	A建設（元請）	●●				休	休						休	休	退																																																
備考		最終サイクルが28日満たない場合は、最終サイクル内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば達成と判断（この場合、4日分の休日を確保すれば良い）														最低の休日形態となる。当該工事の場合、4週7休となり4週8休は未達成																																															

下請企業は、施工体制台帳の工期（元請の対象期間とは別に設定）

<下請企業の例>

		第1週							第2週							第3週							第4週							計						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
第1サイクル	会社名	氏名																												計						
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	B建設（下請）	○○	入				休	休						休	休							休	休							休	休					
備考																																				